

令和 8 年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） F A Q

No.	分 類	質 問	回 答
1	応募について	実施を希望する事業者が多い場合は。	この事業は、量の見込みと提供体制の確保方策を定めた上で実施していることから、ニーズに対する提供量が充足した場合、新たな認可は行いません。したがって、応募事業者の事業計画を審査し、提供量がニーズ量を超える見込みになった場合は、地域バランスなどを考慮し選定することになります。また、提供量に不足がある場合には、令和 8 年度以降も実施事業者の募集を行います。なお、事業の実施時期や受け入れ可能な年齢の設定については、事業者を選定する際に考慮する項目とします。
2	応募について	年度途中から事業を実施することはできるか。	事業実施にあたっては市の認可が必要であり、令和 8 年度から実施予定の事業所は令和 8 年 3 月に認可を行う予定です。ただし、提供量に不足がある場合は、令和 8 年度中に再度事業者の募集を行い、応募があれば年度途中からの実施も可能にする予定です。
3	応募について	事業者決定後、人員不足などの理由で辞退することか可能なのか。	事業者決定に続き事業認可後、実施施設一覧を公表しますので、辞退することのないよう、人員の確保の見込みを十分検討の上、応募していただきたいと思います。
4	対象となる子ども（利用者）	利用期間中に 3 歳になった場合、いつまで利用できるのか。	年齢は利用日時点で判断するため、定期利用期間中であっても、利用できるのは 3 歳の誕生日の 2 日前までとなります（民法第 143 条第 2 項により、誕生日の前日に年齢を重ねることから、誕生日の 2 日前までが満 3 歳未満となります）。
5	対象となる子ども（利用者）	0 歳から 1 歳、1 歳から 2 歳など、利用期間中に年齢が変わる場合は、利用クラス（一般型（在園児合同）の場合）や給付単価が変わるのか。	保育所等同様、年度当初の月齢に応じて歳児が決まるので、年度の間で利用クラスが変わることはありません。また、給付単価についても、年齢が変わったタイミングで変わるのではなく、各年度ごとに切り替わります。
6	対象となる子ども（利用者）	企業主導型以外の認可外保育施設に通っている場合は、制度を利用することができるのか。	可能です。
7	対象となる子ども（利用者）	認可施設や企業主導型保育施設に通園していない子どもかどうかは何で判断できるのか。	利用認定の際、市で確認します。利用認定後に就園が決まった場合等は、利用者から辞退の手続きを行ってもらうことで、事業の対象でなくなるため、その後の利用ができなくなります。
8	対象となる子ども（利用者）	認定後に市外へ転居したが、利用中の施設をそのまま利用することはできるか。	令和 8 年度以降は市町村の区域を越えて施設を利用できるようになるため、可能です。ただし、姫路市の利用認定対象でなくなるため、利用者から一旦辞退の手続きを行ってもらい、転居先の自治体で再度利用認定を受けてから利用いただく必要があります。
9	対象となる子ども（利用者）	保育所等の一時保育事業を利用している子どもは、本事業の利用の対象となるか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
10	利用可能時間	1 人あたり月 10 時間を超える預かりを行うことはできるか（1 回 3 時間×月 4 回等）。	給付要件は月 10 時間を上限とするため、それを超える時間については、給付対象となりません。
11	利用可能時間	乳児等通園支援事業の利用児が定員に満たない場合、利用枠に空きが生じるため、一人あたり月 10 時間以上の受け入れを行ってよいか。	
12	実施方法	なぜ、余裕活用型は実施しないのか。	余裕活用型は、保育所等において、当該施設の利用定員が総数に満たない場合に、定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施するもので、在園児が利用定員に達すると乳児等通園支援事業の利用ができなくなります。第 3 期子ども・子育て支援事業に基づき乳児等通園支援事業の提供体制を確保していくにあたり、利用定員が不確実な余裕活用型での実施は行いません。
13	実施方法	子育て支援室を利用して、地域子育て支援事業と交互に日を分けて同じ部屋で事業を実施する場合、一般型（専用室独立実施）に分類されるか。	一般型（専用室独立実施）に分類されます。なお、実施にあたっては、要件等をこども保育課に確認してください。
14	開所日及び定員設定	在園児の受入開始年齢に合わせ、1 歳半未満の子どもは利用不可としてよいか。	可能です。ただし、満 3 歳になると事業を利用できなくなるため、年度当初は 1・2 歳児の利用が多いですが、後半に向けて 2 歳児が減り、0 歳児が増える傾向にありますので、できる限り複数の年齢枠を設けていただければと思います。
15	開所日及び定員設定	土曜開所は必要か。平日の開所時間は何時から何時までという縛りはあるか。	事業者で預かり可能な日（曜日）や時間を設定してください。子どもの育ちを応援するという制度の趣旨上、早朝や夜の預かりは避けてください。
16	開所日及び定員設定	施設の行事がある日や希望保育期間等、職員が確保できないといった理由で、預かりを実施できない日を設定してよいか。	事前に利用者に周知を行った上、預かりを実施しないことは可能です。
17	開所日及び定員設定	1 年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。例えば、放課後児童健全育成事業と併設で実施する場合、学校開校日の午前中は、乳児等通園支援を行い、長期休業中は、実施が困難となるので、休業又は実施を縮小することは差し支えないか。	可能です。なお、毎年休業期間が決まっているような場合については、あらかじめ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）第 16 条第 4 項に基づき、提供を行わない日を重要事項に定めていただくようお願いいたします。
18	設備基準	面積基準上限まで在園児が在籍している場合、乳児等通園支援事業の利用児が加わると面積基準を割ってしまうため、そもそも一般型（在園児合同）では実施できないということか。	その場合は一般型（在園児合同）を実施できませんので、一般型（専用室独立実施）（空き教室や遊戯室等）での検討をお願いします。
19	設備基準	一般型（在園児合同）で、1 歳児保育室（部屋面積 70㎡）で事業を実施するとき、利用定員の上限が 15 人の場合、乳児等通園事業利用児は何人まで受け入れられるか。	ほふく室の面積基準が 1 人あたり 3.3㎡必要なため、70㎡÷3.3㎡＝21 人となり、在園児の利用定員が 15 人であれば、乳児等通園支援事業利用児の定員は最大 6 人となります。
20	設備基準	専用室で 0～2 歳児 5 人の定員を設ける場合、最低限必要な面積はいくらか。	複数の年齢区分を合わせて定員を設定する場合、申込状況により、0 歳児 5 人、1 歳児 3 人＋2 歳児 2 人等、さまざまな組み合わせが考えられるため、最も面積を要するほふく室の基準にあわせ、3.3㎡×5 人＝16.5㎡が必要となります。

令和 8 年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） F A Q

No.	分 類	質 問	回 答
21	設備基準	0、1、2歳の受け入れは行っていないので、 【0・1歳児】乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡/ の部屋はないが、【2歳児】保育室又は遊戯室：1.98㎡/人 は確保できるので、2歳児のみ受け入れることは可能か。	現在、本体施設で保育を提供していない年齢の子どもに対しても、設備・職員等の要件を満たしていれば受け入れは可能です。
22	設備基準	保育を提供している年齢の定員がいっぱいになったら、途中で専用室への変更は可能か。	一般型（在園児合同）の場合、在園児の定員と乳児等通園支援事業の定員の合計に対して面積基準、人員配置基準を満たしていただく必要があるため、在園児が利用定員いっぱいになっても、乳児等通園支援事業利用児には影響が出ないものと考えます。ただし、年度途中で部屋に空きができて専用室での実施が可能となった場合、実施方法を変更していただくことは可能です（認可事項の変更届が必要です）。
23	設備基準	乳児等通園支援事業に遊戯室を使用してもよいのか。	可能です。ただし、通常保育に支障がないようにしてください。
24	設備基準	現状保育に使用しておらず、採光面等で保育室としての基準を満たしているかわからない空き部屋がある。そのような場合でも、面積基準を満たしていれば乳児等通園支援事業の専用室として使用できるのか。	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従い、保育所等と同様、保育に適した環境が提供できる部屋を使用してください（基準第 6 条第 6 項：乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない）。
25	設備基準	事業を実施するにあたり、改修工事やICT機器の導入に対する補助はあるか。	令和 8 年度について、施設整備の補助はありませんが、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における業務のICT化を行うためのシステムに係る補助金）の対象機能として「キャッシュレス決済に関する機能」を導入し、乳児等通園支援事業に使用していただくことも可能です。
26	一時預かりとの関係	一時保育事業を実施している場合、既存の一時保育専用室を、乳児等通園支援事業の一般型（専用室独立実施）に使用できるか。	それぞれの事業を実施するときに、職員の配置、設備の基準を満たす場合は、共有することが可能です。
27	一時預かりとの関係	月・木は一時保育、火・水・金は乳児等通園支援事業を実施するとして、同じ保育士が同じ場所でそれぞれの事業の専任として従事するのは問題ないか。また、同じ日・時間帯に同じ場所で、一時保育の子どもと乳児等通園支援の子どもを預かることも可能か。	同じ保育士が同時にそれぞれの事業を実施することは認められませんが、ご質問のように隔日で各事業の専任となることは構いません。また、各事業の面積基準を満たす限り、同じ日・時間帯に同じ場所で各事業を同時に実施することも可能ですが、それぞれの事業に別の専任職員を置く必要があります。
28	一時預かりとの関係	職員を一時保育事業と兼任した場合、それぞれの事業の運営費における算定対象となるか。	乳児等通園支援事業と一時保育事業は別事業なので、職員・設備を区分しなければなりません。補助金等の対象にする経費もそれぞれで算定することになります。それを踏まえた上で、同じスペース、同じ職員を、乳児等通園支援事業と一時保育事業の両方に充てること、例えば、午前は乳児等通園支援事業を実施し、午後は一時保育事業を実施するなどすることは可能です。
29	一時預かりとの関係	一時保育事業を実施している場合、乳児等通園支援事業と保育スペース及び職員を共有できるのか。	
30	一時預かりとの関係	乳児等通園支援事業と一時保育事業の両方を実施する場合、一時保育事業の支援があれば、乳児等通園支援事業の職員は 1 人でよいのか。	乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が 1 人以内で、当該保育所等で一時保育事業と一体的に事業を実施し、一時保育事業の担当職員の支援を受けることができる場合、当該支援を行う職員と乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園支援事業従事者を 2 人とカウントできるため、乳児等通園支援事業の職員は 1 名（保育士）で構いません。
31	人員配置基準	乳児等通園支援事業の専従職員が、事業を実施していない日に、保育所等の保育事業に携わることは可能か。	事業を実施している間、専従であれば構いません。
32	人員配置基準	乳児等通園支援事業の専従職員に、非常勤職員をあててもよいのか。	常勤職員である必要はありません。事業を実施する日に必要な受け入れ体制が整っていれば構いません。
33	人員配置基準	乳児等通園支援事業の専従職員が病欠の場合、受け入れを制限できるか。	他の職員を充てる等して、受入制限は可能な限り避けてください。
34	人員配置基準	本体施設の保育士の余剰保育教諭等の数値がどれくらいで乳児等通園支援事業人員が確保されていることになるのか。	本体施設の保育士については、歳児ごとの必要人数、加算のための必要人数、補助事業に必要な人数を確保してください。乳児等通園支援事業については、これらに必要な保育士以外で専任職員を配置する必要があります。乳児等通園支援事業についても、歳児ごとの受入定員数に応じて専任職員の配置必要数は異なります。従って、余剰保育教諭等の数値だけでは判断できません。
35	人員配置基準	処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び姫路市処遇改善手当、人事院勧告分（公定価格における人件費の改定分）を受けている職員が乳児等通園支援事業に従事する場合、従来通り処遇改善の申請が行えるのか。	乳児等通園支援事業に従事する職員も処遇改善の対象となりますが、公費の重複を避けるため、人件費のうち処遇改善分は乳児等通園支援事業の費用として算入することはできません。
36	人員配置基準	乳児等通園支援事業の従事職員に、スポットワーク（いわゆるスキマバイト）の職員を充てることはできるか。	事業従事者の定数上の取り扱いについて、スポットワーク（短時間かつ単発の就労を内容とする雇用契約の下で働くことをいう。）により採用された職員を充てることは、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽生じた場合に活用すること等は妨げられませんが、子どもとの安定的かつ継続的な関わりが重要であるため、原則、保育所等に継続的に勤務する職員を充てることとしてください。
37	人員配置基準（緩和基準）	乳児等通園支援事業と、当該保育所等や一時保育事業が「一体的に」運営されているとはどのような状況を指すのか。	一体的に運営されている場合の取り扱いについては、原則として、同一の施設又は事業所の場所、かつ、同一の時間帯において実施されることをいいますが、渡り廊下により複数の施設又は事業所が繋がっている等必要な支援を行うことができる場合は、同一の施設又は事業所でなくても構いません。また、同じ施設又は事業所の場所であっても、保育所等の職員が必要な支援を行うことができないような位置関係において実施されている場合等には、一体的に運営されていると解することはできません。
38	人員配置基準（緩和基準）	支援を受けられる「保育所等」とは何を指すのか。	保育所、幼稚園、認定こども園のほか、一時預かり事業、地域子ども・子育て支援拠点等といった子育て支援に関する施設又は事業を想定しています。

令和 8 年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） F A Q

No.	分 類	質 問	回 答
39	人員配置基準（緩和基準）	「保育所等の支援を受けられる場合」について、「支援をする施設本体の職員」は、乳児等通園支援事業と一時保育事業の両事業で同一の職員を充てることができるか。	各事業の専任職員は2つの事業で兼務ができませんが、支援をする職員は兼務可能です。
40	人員配置基準（緩和基準）	一般型（在園児合同）で、0歳児保育室で事業を実施するとき、在園児が8人、職員3人のところ、乳児等通園支援事業の利用児1人が加わる場合、0歳児3人につき職員1人の配置となるため、新たな職員を配置しなくてよいか。	一般型（在園児合同）の保育従事者は専従職員でなければならないため、職員は、3名（在園児対応）に加え、職員配置の緩和規定が適用できますが、最低でも1名（乳児等通園支援事業利用児対応）の配置が必要です。
41	人員配置基準（緩和基準）	乳児等通園支援事業の利用児が0歳児クラスに1人、1歳児クラスに1人混じる場合、必要保育士は何人になるか。	乳児等通園支援事業の利用児を複数のクラスに分かれて預かる場合、それぞれのクラスごとに、乳児等通園支援事業の専任職員が最低でも1名の配置が必要になります（ただし、それぞれのクラスで在園児対応職員の支援を受けられる場合は、職員配置の緩和規定が適用されます）。
42	人員配置基準（緩和基準）	複数の年齢での利用があった際、保育を提供している年齢のクラスが配置基準内であれば、専従保育士はそれぞれのクラスを行ったり来たりしてもいいか。	
43	人員配置基準（緩和基準）	一般型（在園児合同）の場合、面積基準をみたりしており、専従で職員をおくことで制度利用はできるか。下記の場合、緩和規定で1人とすることは可能か。 例）2歳児、面積基準での受入人数30人に対し、在園児20人、誰でも通園制度6人の合計26人、職員 在園児配置4人、通園制度専従配置1人の合計5人	・面積基準 30人受入可能なところ、26人のため実施可能。 ・職員配置基準 在園児20人に対し職員4人、乳児等通園支援事業利用児6人に対し専任職員1人ということで、緩和規定に該当し（必要保育士数が1人以内で在園児配置職員の支援が受けられる）、実施可能です。
44	人員配置基準（緩和基準）	保育所等と一体的に事業を実施する場合、乳児等通園支援事業の専任職員は1人でよいか。	乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内で、当該保育所等で一体的に事業を実施し、保育所等の担当職員の支援を受けることができる場合、当該支援を行う職員と乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園支援事業従事者を2人とカウントできるため、乳児等通園支援事業の職員は1名（保育士）で構いません。
45	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について	安全計画の策定が義務付けられているが、保育所等の安全計画に追記することで足りるか（第7条）。	既に安全計画を別途定めている場合は、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えていただければ構いません。なお、安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応してください。
46	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について	乳児等通園支援事業の運営規程について、保育所等の園則や運営規程に追記することで足りるか（第16条）。	別途定めてください。既に重要事項に関する規程を別途定めている場合であっても、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項に関する内部の規程を別途定めることが必要です（ただし、すでに定めている内部の規程との間で、定める事項に応じて同一の内容を定めることは差し支えありません）。
47	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について	乳児等通園支援事業にかかる苦情への対応として窓口を設置する必要があるが、既に設置している窓口で通常保育とあわせて苦情を受け付けるという措置でよいか（第19条）。	構いません。乳児等通園支援事業にかかる苦情についても、保育所等の窓口で受付をする旨を周知してください。
48	運営について	初回面談は当日の利用前に実施してもよいか。	利用時間の前であれば当日でも構いません。
49	運営について	親子通園における「利用の条件」において、明確にルールを設ける必要があるか。2回目以降の利用でも親子通園を行ってよいか。	事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意してください。
50	運営について	全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画とはどのようなものか。	こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」P39「5. 計画と記録」をご参照ください。 掲載URL https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen
51	運営について	飲み物（お茶等）は園で提供するのか。	園で提供するか水筒（マグ）を持参させるか等、園で判断してください。
52	運営について	給食の提供に代わり、保護者に弁当等を持参させてもよいか。	弁当やおやつを持参してもらうことは可能です。
53	運営について	預かり時間内に体調不良が生じた場合（発熱や嘔吐等）、お迎えの判断は施設側で行ってよいか。	通常保育と同様、施設で判断してください（事前に周知しておくことが望ましいです）。
54	運営について	医療的ケア児の受入に看護師の配置は必須か。その場合、看護師がいなければ受入を断ってよいか。	子どもに応じた医療的行為を行うことができる職員が必要であり、職員の受入体制が整わない場合、受入不可はやむを得ないものと考えます。
55	キャンセルについて	キャンセル対応について統一したルールはあるか。	今後国から示される予定です。 （以下、令和7年度の内容）市で定めるキャンセルポリシーとして、当日キャンセルの場合は、予定通り利用したものとみなして利用可能時間を差し引くとともに、利用者に利用料をお支払いいただきます。また、市からの補助対象とすることができます。前日までのキャンセルの場合に利用料を徴収するかどうかは各事業所で設定してください。
56	キャンセルについて	キャンセルの場合の振替は可能か。	今後国から示される予定です。 （以下、令和7年度の内容）1日あたりの認可定員の範囲内で空き枠があれば、利用していただいて構いません。ただし、当日キャンセル場合の場合は予約通りの利用時間が差し引かれますので振替は行えません。
57	保護者の費用負担	利用料の減免はあるか。	今後国から示される予定です。

令和 8 年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） F A Q

No.	分 類	質 問	回 答
58	利用認定	乳児等通園支援事業の利用者（子ども）の登録・管理はどのように行うのか。	市で利用認定を行った利用者（子ども）について、こども誰でも通園制度総合支援システム上に住所、氏名、生年月日等の基本情報の登録を行うとともに、利用者が子どものアレルギーや病気、配慮してほしい事項等をシステムに入力し、利用者の情報を市と利用施設で共有します。利用施設が変わった場合は、新たな施設もシステムを通して、利用者情報を閲覧することができるようになります。
59	利用申込・決定	利用者の募集・決定はどのように行うか。	ホームページ等で事前に広報した上、施設が定める時期・方法で募集し、利用者が直接施設に申し込みます。定員より利用希望者が多い場合は、先着・抽選等の方法で施設が利用者を決定します。
60	こども誰でも通園制度総合支援システム	事業所のアカウントでどのようなことができるのか。	施設情報の公開、初回面談の受付、予約登録、代理キャンセル、利用実績の登録、行動記録、市への請求等を行います。
61	こども誰でも通園制度総合支援システム	現在使用している業務支援システムで乳児等通園支援事業利用児は管理できないか。	令和 8 年度以降は、全国の利用者（子ども）が、総合支援システムを通して居住自治体以外の施設を利用できるようになり、一月あたりの利用可能時間の管理をシステムで行う必要があるため、総合支援システムの利用は必須となります。
62	令和 8 年度以降の実施について	令和 7 年度の「事業」と令和 8 年度の「給付」は何が違うのか。	令和 7 年度は「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施するもので、令和 8 年度は「乳児等のための支援給付」として、市町村の責務により、総合的かつ計画的に行うものです（市町村は利用者に対し乳児等支援給付を支給します）。
63	その他	2 歳児を対象にプレ保育を実施している場合、本事業の対象となるか。	本事業の実施要綱や基準等を満たしていれば、乳児等通園支援事業として実施することができます。ただし、対象の子どもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、満3歳の子が利用することはできません。また、プレ保育と乳児等通園支援事業で重複して補助を受けることはできませんのでご注意ください。
64	その他	定款変更は必ず行う必要があるか。	乳児等通園支援事業を実施する場合には定款変更をする必要があります（ただし、認可時に間に合わない場合は、追完確約書をご提出いただいた上で、後日定款変更手続きを行っていただくことも可能です）。寄附行為への記載の要否については県にお問い合わせください。
65	その他	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能か。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」とされています。
66	その他	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要があるか。また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においてはサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はないか。	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業の会計と区分しなければなりません。なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられます。
67	その他	子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置でその額を算出するが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか。	保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行うどの時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、毎年度実地監査を行い、職員配置について確認します。